

令和7年度
大津町重層的支援体制整備事業
実施計画

令和7年4月
大津町

令和7年度 大津町重層的支援体制整備事業実施計画

もくじ

1. 重層的支援体制整備事業の実施について……………	1
(1) 重層的支援体制整備事業の概要……………	1
(2) 重層的支援体制整備事業交付金……………	3
(3) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ……………	4
(4) 計画期間と評価見直し……………	5
2. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制……………	6
(1) 重層的支援体制整備事業の実施体制……………	6
(2) 包括的相談支援事業……………	7
(3) 参加支援事業……………	8
(4) 地域づくり事業……………	9
(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業……………	10
(6) 多機関協働事業及び支援プラン策定……………	11
3. 関係機関との連携強化と多分野協働……………	12
○地域共生社会の実現に向けた取組イメージ……………	13

1. 重層的支援体制整備事業の実施について

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しております。一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となるような地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。このように「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

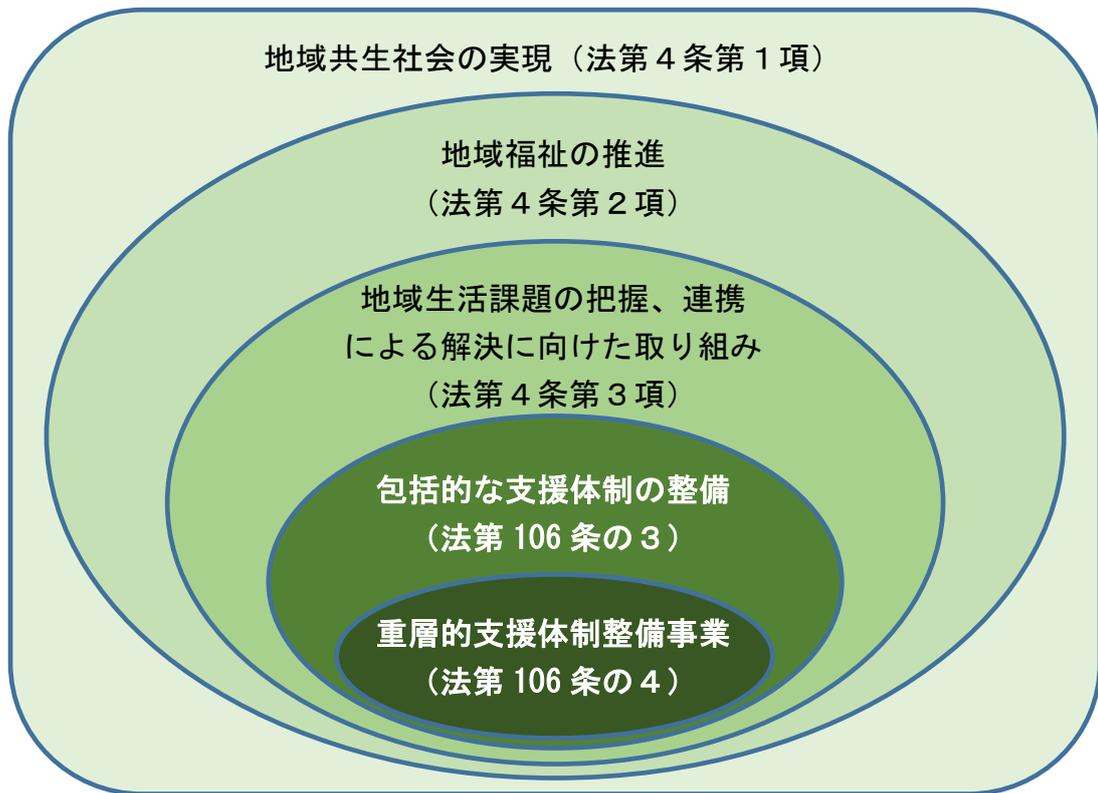
これまでの福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、その内容を充実させてきました。

一方で、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが存在しています。

これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、人びとが持つ様々なニーズへの対応が困難になっています。

そのような中、地域共生社会の実現に向けて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業です。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ
(社会福祉法第 106 条の 3) (改正社会福祉法第 106 条の 4)

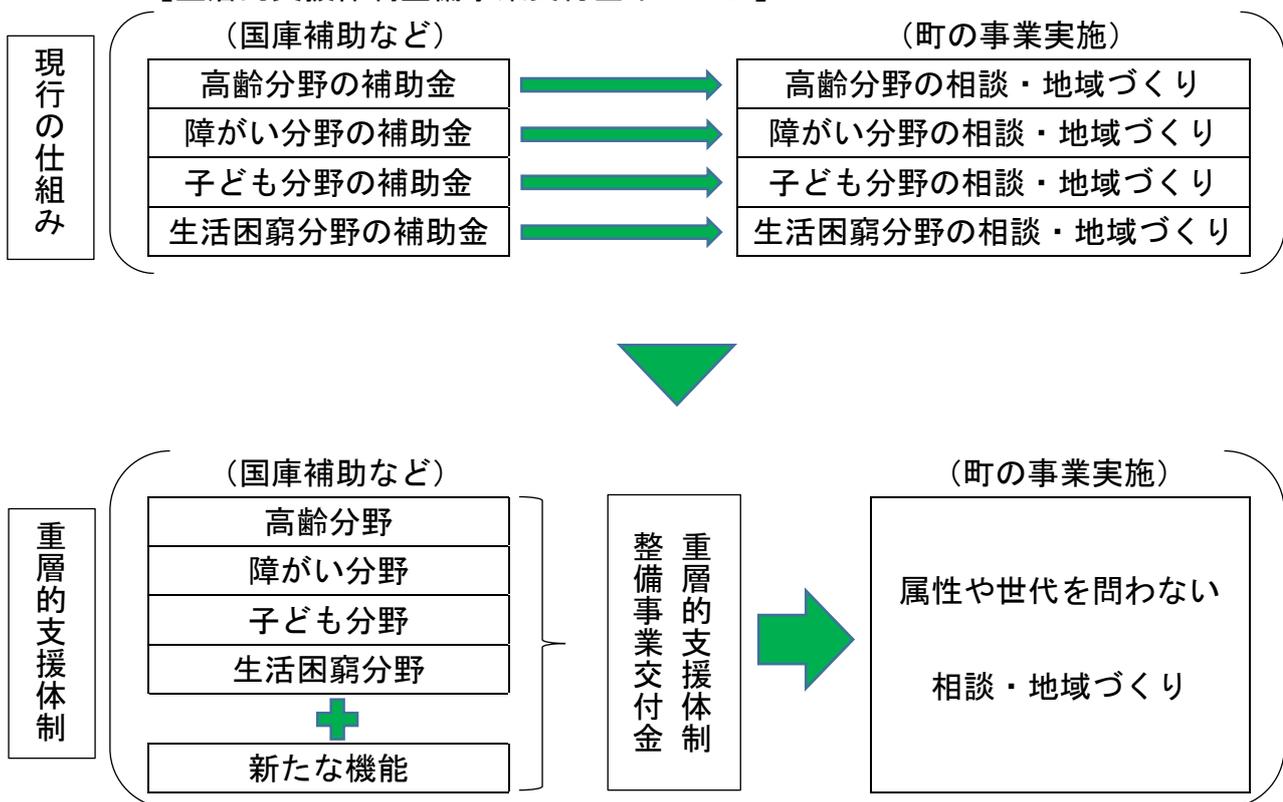


(2) 重層的支援体制整備事業交付金

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する人の支援について、町が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行ができます。

重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障がい、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業の補助金などを一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能を追加して一括して交付されます。

【重層的支援体制整備事業交付金イメージ】

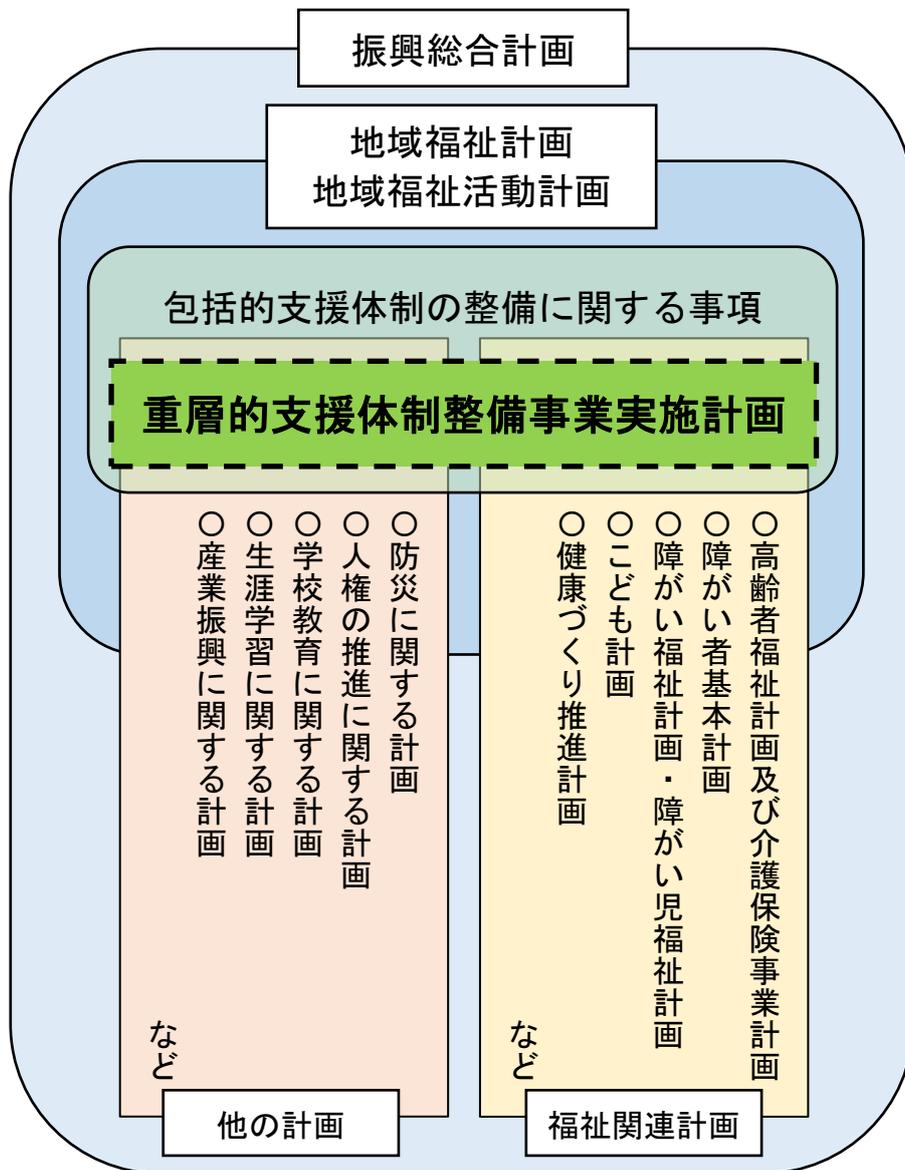


(3) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

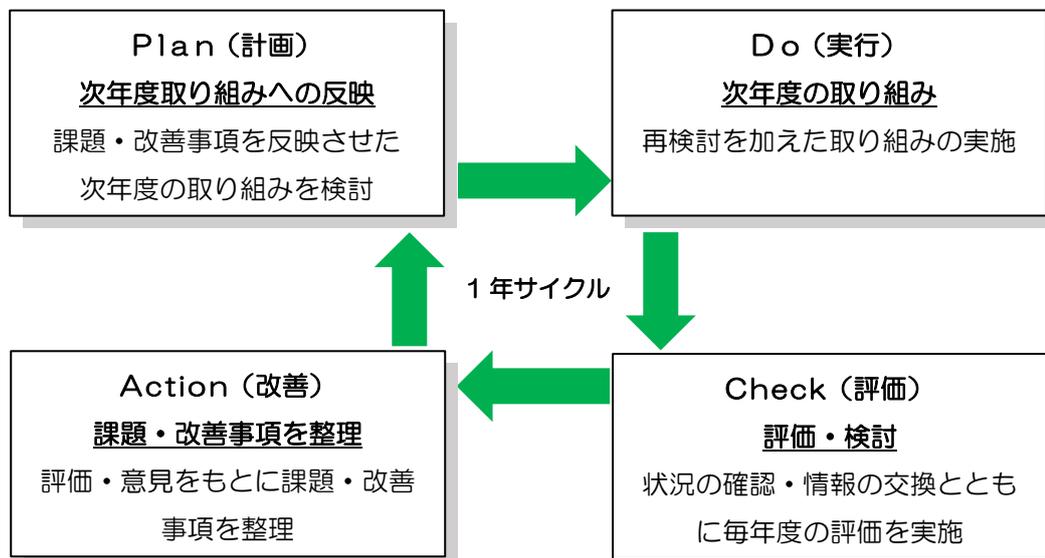
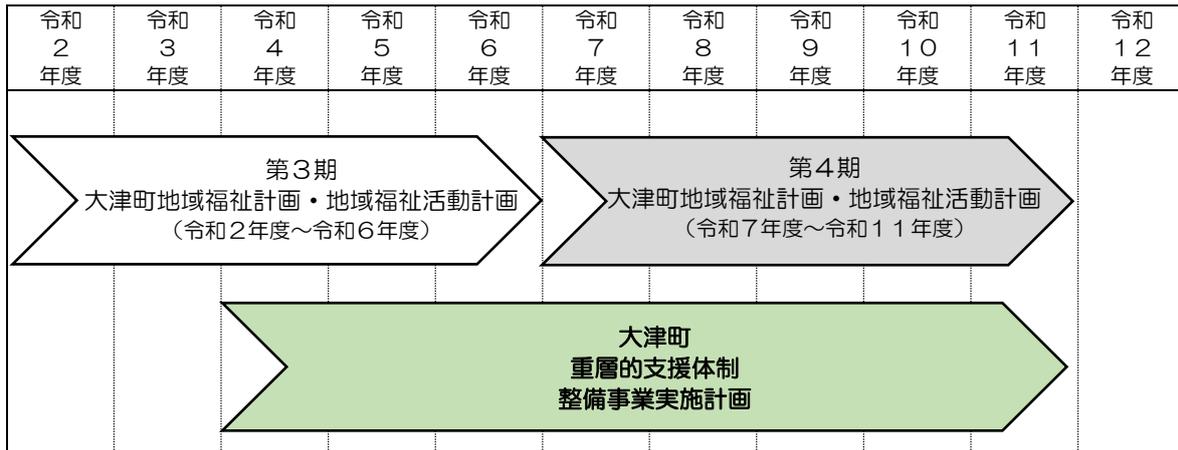
また、本計画の上位計画である「第4期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、「誰もが安心していきいきと暮らせるよう地域住民、町、社会福祉協議会、専門機関が連携して地域福祉を進めていく」と定めております。

併せて、重層的支援体制整備事業が属性を問わず、分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画及び町振興総合計画などとも整合・連携を図った計画とします。



(4) 計画期間と評価見直し

本計画の実施期間は5年間とし、第4期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間（令和7年度から令和11年度）の間、毎年度実績などを勘案して見直しを行います。見直しにあたっては、PDCAサイクルにより、毎年度実績に対する評価を行い、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。



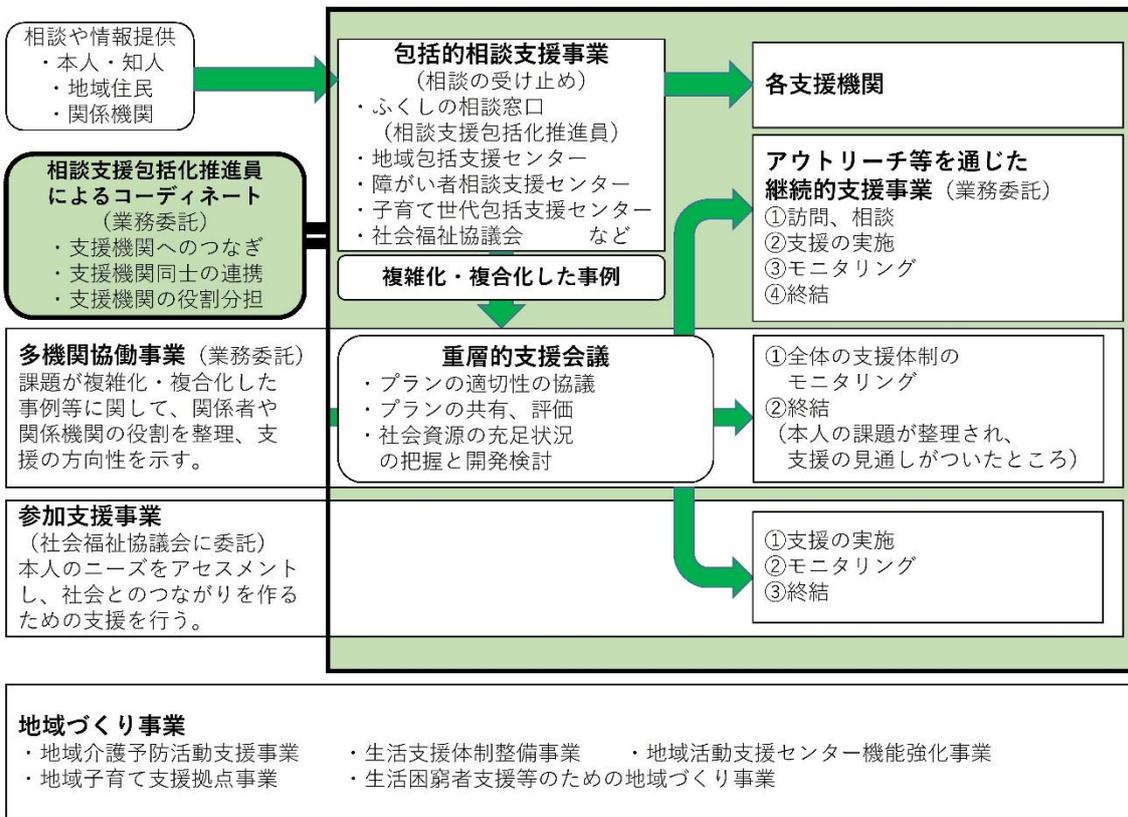
2. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

(1) 重層的支援体制整備事業の実施体制

大津町では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談を各支援機関につなぎますが、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように相談支援包括化推進員が調整を行います。なお、長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を活用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。

以上の各事業が相互に重なり合いながら、大津町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。

【大津町重層的支援体制整備事業のイメージ】



(2) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

大津町における相談支援は、福祉に関する相談を一括して受け止めるふくしの相談窓口と併せて、高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各分野にも相談窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。庁舎内に設置しているふくしの相談窓口（相談支援包括化推進員、地域包括支援センター相談員、障がい者基幹相談支援センター相談員で構成）で受け止めた相談は、必要に応じて適切な支援機関につながります。相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、課題の整理や支援機関の役割分担、連携した支援が必要な場合には多機関協働事業につながります。

①障がい者基幹相談支援センター

1. 設置箇所数：1 箇所（ふくしの相談窓口内）
2. 支援対象者：障がいのある人及びその家族など
3. 設置形態：委託

②地域包括支援センター

1. 設置箇所数：1 箇所（介護保険課及びふくしの相談窓口内）
2. 支援対象者：高齢者及びその家族など
3. 設置形態：直営

③子ども家庭センター

（利用者支援事業基本型、子ども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）

1. 設置箇所数：1 箇所（子育て支援課及び子育て・健診センター内）
2. 支援対象者：子育て家庭、妊産婦、乳幼児及びその保護者など
3. 設置形態：直営

④社会福祉協議会（生活困窮者自立相談支援事業）

1. 設置箇所数：1 箇所（社会福祉協議会内）
2. 支援対象者：生活に困窮している人及びその家族など
3. 設置形態：県事業により実施

※町に相談があった場合は、相談を受け付け、必要に応じて社会福祉協議会へつなぐ。

(3) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズなどに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。

1. 支援対象者：既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など
2. 実施形態：社会福祉協議会へ委託

(4) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

介護、障がい、子育て、生活困窮などの各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチングなどにより地域における多様な主体による取組のコーディネートなどを行います。

①地域介護予防活動支援事業

1. 設置箇所数：2箇所（i. 介護予防サポーターなどの養成及び元気あつぷサポーターの育成、ii. まごころ生活支援）
2. 実施体制：委託
3. 実施内容：i. 介護予防サポーターなどの養成を行うとともに、地域での介護予防に関するボランティア活動など、活躍の場を提供することで、参加者が自らの介護予防や生きがいづくりに取り組みます。
ii. ゴミ出し、布団干し、掃除などの支援をシルバー人材センターに委託し、高齢者が高齢者を支援する仕組みづくりを行います。

②生活支援体制整備事業

1. 設置箇所数：1箇所
2. 実施体制：直営
3. 実施内容：生活支援コーディネーター2名、就労的活動支援コーディネーター1名を配置し、社会資源を適切に把握し、地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域において支援するニーズと取組みのマッチングを実施します。

③地域活動支援センター機能強化事業

1. 設置箇所数：1箇所
2. 実施体制：社会福祉法人に委託
3. 実施内容：創作活動や作業の場、社会との交流の機会を増やすための活動の場を提供し、障がいのある人の地域生活を支援します。

④地域子育て支援拠点事業

1. 設置箇所数 : 2 箇所
2. 実施体制 : NPO 法人へ委託
3. 実施内容 : 地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね 3 歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てなどに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などの事業を行います。

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

1. 設置箇所数 : 1 箇所
2. 実施体制 : 社会福祉協議会へ委託
3. 実施内容 : 地域における効果的な支援体制を構築するため、支援を行うべき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行うために必要となる事業を行います。また、把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難なものに対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業を行います。

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

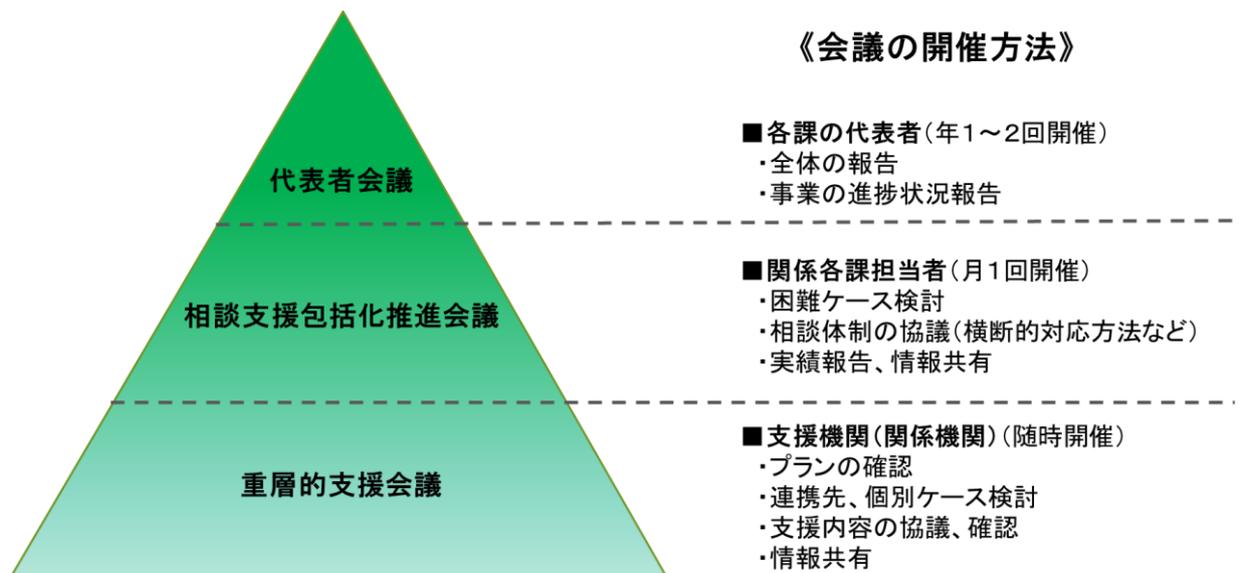
長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けます。本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながり形成に向けた支援を行います。

1. 支援対象者 : すべての町民
2. 配置人数 : 2 名（半日週 2 回程度）
3. 設置形態 : 委託

(6)多機関協働事業及び支援プラン策定(法第106条の4第2号第5号及び6号)

複雑化・複合化した課題や複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を定めるなどのコーディネートを行います。この支援は、本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつくまで継続します。また、関係機関の「業務内容の理解」や「連携方法の構築」を行うために、各種会議を実施します。

1. 設置箇所数：2箇所（ふくしの相談窓口、社会福祉協議会）
2. 配置人数：ふくしの相談窓口 2名（相談支援包括化推進員）
社会福祉協議会 1名
3. 設置形態：委託
4. 会議形態



3. 関係機関との連携強化と多分野協働

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域の幅の広い支援関係機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施することで、相談者とその家族の複合化・複雑化した支援ニーズに包括的に対応する体制を構築するものです。本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、地域福祉推進委員、行政区嘱託員、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動を拡大します。

また、社会とのつながりの希薄化や社会参加の機会に十分恵まれない、災害時の支援ニーズ対応などの課題については、地方創生、まちづくり、環境、農林商工、観光、防犯・防災などと福祉の領域を超えた多分野協働により、社会資源を把握・開発し、多様な社会参加と地域社会の持続を図ります。

地域共生社会の実現に向けた取組イメージ

